

# 第2期 城陽市子ども・子育て 支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

概 要 版



令和2年(2020年)3月

城 陽 市

## はじめに



城陽市では、市民の皆様が安心して子育てができるよう平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「城陽市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を総合的に推進してまいりました。

本市は計画策定以後も急速な少子高齢化の一層の深刻化をはじめ、共働き家庭の増加、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化といった激しい社会変化の流れの中にあり、さらに児童虐待の増加や子どもの貧困など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境はさらに厳しさを増しております。

今般、これまで取り組んできた子育て支援施策を引き続き推進するとともに、さらなる社会情勢の変化に対応するため、「第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他法に基づく業務の円滑な実施を図ることをめざすとともに、「じょうよう冒険ランドプラン」の考え方を継承しながら、子育てをされている家庭の方だけでなく、市民の皆様、企業等関係団体、行政が協働し、全ての子どもの健やかな成長を実現することを目標としています。

市民の皆様には、計画の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、策定にあたりまして、アンケートにご協力いただきました市民の皆様をはじめ、城陽市子ども・子育て会議の委員の皆様、関係団体の皆様に対しまして、改めて感謝いたしますとともに、厚く御礼申し上げます。

令和2年（2020年）3月

城陽市長 **奥田敏晴**

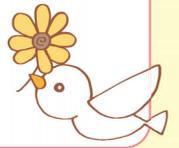
# 1. 計画策定の背景と目的

## 子ども・子育て支援をめぐるこれまでの流れ

- ★平成 24 年 8 月 「子ども・子育て関連 3 法」成立
- ★平成 27 年度～ 「子ども・子育て支援新制度」開始  
⇒質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域における子ども・子育て支援の充実。

## 子ども・子育て支援をめぐる今後の状況・課題

- ★女性の活躍による、子育て世代の女性の就労加速
- ★男女が共に仕事と子育ての両立を実現し、子育てを担うことができる環境づくり
- ★子育て中の男女が働きやすい雇用・職場環境の整備
- ★きめ細かな教育・保育サービスの提供



本市では、子ども・子育て支援新制度のもと、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、平成 27 年 3 月に「**城陽市子ども・子育て支援事業計画**」(平成 27 年度～令和元年度)を策定し、保育園や学童保育所、地域子育て支援センター、病児・病後児保育事業などのさまざまな子育て支援の事業についての提供体制を整備してきました。今後も、令和 5 年度に予定されている新名神高速道路の全線開通や東部丘陵地の整備などの事業が展開され、市を取り巻く環境が大きく変化する状況に合わせた「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざし、一人一人の子どもが健やかに成長できるような魅力あるまちづくりを実現していくことが重要です。

このたび、上記の現状・課題を踏まえるとともに、前期計画が計画期間の終了を迎えることから、引き続き本市における子育て支援を計画的に推進していくため、新たに令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする「**第 2 期城陽市子ども・子育て支援事業計画**」を策定するものです。

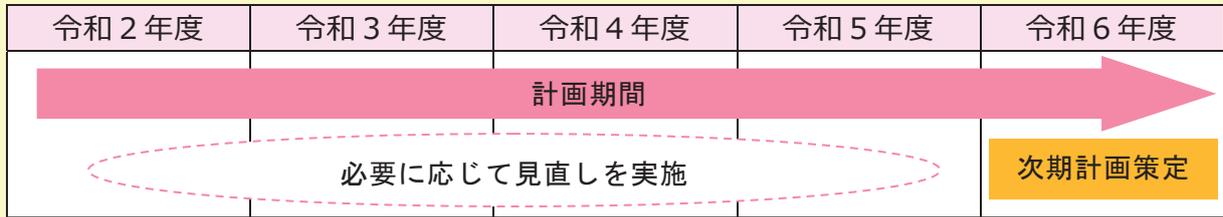
# 2. 計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画です。市町村は、「子ども・子育て支援法」の第 61 条第 1 項において「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされており、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に総合的かつ計画的に取り組むことが求められています。
- 本計画は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」の考えを継承します。
- 本計画は、「城陽市総合計画」を上位計画としています。また、本市の福祉施策の方向性を定めた「城陽市地域福祉計画」を踏まえ、各種関連計画との整合性を図ります。

### 3. 計画の期間

本計画は、令和2年度～令和6年度の5年間の計画期間としています。なお、社会・経済情勢の変化や、さまざまな状況の変化に合わせて必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 計画の期間

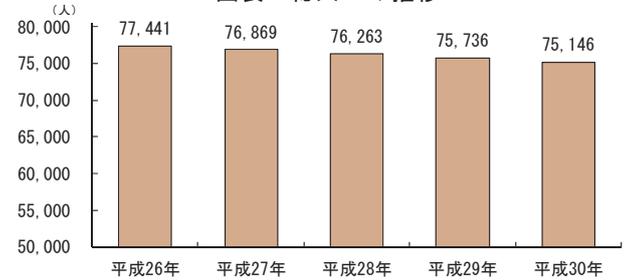


### 4. 城陽市の子ども・子育てをめぐる動向

#### (1) 人口の動向

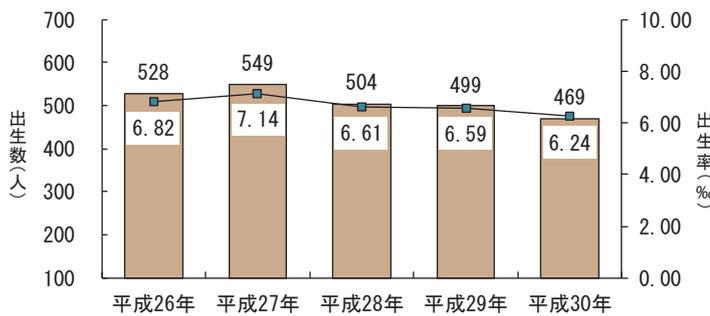
本市の総人口は年々減少しており、平成30年は平成26年(77,441人)から2,295人減少し75,146人となっています。

図表 総人口の推移



各年10月1日現在  
資料：市民課

図表 出生数および出生率の推移



※出生率は人口千人あたりの出生数を示しています(出生率 = (出生数 ÷ 総人口) × 1,000)  
※総人口は各年10月1日現在

資料：市民課

出生率は平成27年には7.14%まで上昇しましたが平成28年以降は減少し、平成30年は6.24%となっています。



#### (2) 出生の動向

図表 年齢3区分別の構成比の推移



□年少人口(0~14歳) □生産年齢人口(15~64歳) □老年人口(65歳以上)

年少人口は過去10年間は12%台で推移していましたが、平成30年に初めて12%を下回り、11.8%となっています。



## 5. 計画の基本理念

本市では、平成 11 年度に策定した「城陽市子育て支援計画」において、子育て支援のテーマを次のとおり掲げてきました。「第 2 期城陽市子ども・子育て支援事業計画」では、子育て家庭だけでなく、地域住民や事業所、行政など地域社会で暮らすあらゆる人々が互いに連携し、協力し合うことが求められています。次代を担う子どもたちの可能性を育み、健やかな成長や発達を支えていくために、地域が一体となって子育てに携わることが大切です。

本市では、今後も「子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり」を基本理念に掲げ、誰もが地域の子育てに参画するまちづくりをめざします。

親にとって、子どもの成長は大きなよろこびです。

はじめてつたい歩きができたり、言葉を覚えたりするとき、親は大きな感動を覚えます。

はじめて外へ出たとき。

はじめて友だちができたとき。

はじめて自転車に乗れたとき。

はじめて遠くへいったとき。

それまでできなかったことができるようになる感動は、子ども自身のよろこびであるとともに、親のよろこびでもあります。

しかし、やがて子どもが成長した時、勉強や習い事に熱中するあまり、ともすれば子どもも大人も感動する機会が少なくなっているのではないのでしょうか。

「城陽市子育て支援計画」では、子どもと大人が、感動とよろこびを共有できるまちづくりをテーマとし、その実現に向けてすべての城陽市民がともに手を携えていくことをめざします。

また、親の手を離れ自分の足で歩きはじめた子どもにとっては、見るもの聞くものすべてが新鮮で、まちは発見や驚きや期待、いわば冒険にあふれています。

これからの子育て環境を考えた場合、感動とよろこびに満ちた子どもたちの貴重な冒険を、あたたかく見守ることのできる地域社会を築いていく必要があります。

そこで、まち全体を子どもたちの視点に立って「冒険ランド」と位置づけ、子どもたちがさまざまな冒険を通じてのびのびと育つまちづくりを宣言します。

子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり  
じょうよう冒険ランド宣言

## 6. 計画の基本方針

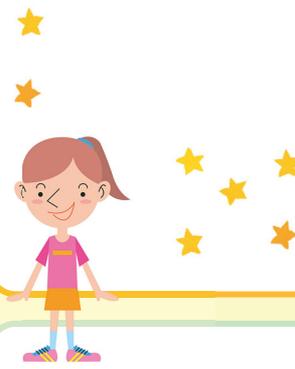
### 1. 「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

子ども・子育て支援については「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。その際に子どもたち一人一人の権利を保障します。



### 2. 一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障します。

障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの権利を守るとともに、健康的な食生活を中心とした健康支援をすすめ、健やかな育ちを等しく保障することをめざします。



### 3. 子育てや子どもの成長によろこびや生きがいを感じることができるよう支援をします。

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々がいます。また、親自身は、周囲のさまざまな支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうした成長していく過程を支援していくことが必要とされています。このような状況の中で、安心とよろこびと誇りを持って子育てができるように子どもと子育て家庭に寄り添った支援を行います。

### 4. 子育てについて社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会をめざします。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけではなく、将来の城陽市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。また、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野におけるすべての人が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす社会をめざします。

## 7. 施策の推進方策

### (1) 教育・保育提供区域の設定

本計画では、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、地域の状況に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を教育・保育提供区域として定めます。

本市では現在、校区や生活圏を超えて全市的に教育・保育施設や子育て支援サービスが利用されていることや地理的条件等も踏まえ、市全体を 1 つの教育・保育提供区域として設定します。

### (2) 量の見込みと確保方策

「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（潜在的なニーズを含む）を把握し、それに対応する確保方策を定めることとされており、本計画では計画期間の量の見込みと確保方策を次のとおり見込みました。

#### ① 学校教育・保育の量の見込み・確保の内容

【幼児期の学校教育・保育の量の見込み】

(単位：人)

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
推計児童数		0～2 歳	1,438	1,392	1,402	1,373	1,355
		3～5 歳	1,669	1,644	1,543	1,525	1,472
1号認定	認定こども園及び幼稚園	3～5 歳	552	523	414	440	381
2号認定	幼稚園	3～5 歳	168	165	155	153	148
	認定こども園及び保育園	3～5 歳	949	956	974	932	943
3号認定	認定こども園、保育園、特定地域型保育事業	0 歳	106	111	113	117	120
		1～2 歳	560	584	591	608	594

#### 1号認定

満 3 歳から小学校就学前までの学校教育のみの子ども

#### 2号認定

満 3 歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども

#### 3号認定

満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

【幼稚園、認定こども園の量の見込みと確保方策】

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号								
			学校教育の 利用希望								
量の見込み		552	168	523	165	414	155	440	153	381	148
確保 方策	特定教育・ 保育施設 (幼稚園等)	85	20	85	20	85	20	85	20	85	20
	上記に該当しない 幼稚園	1,600		1,600		1,600		1,600		1,600	

※「上記に該当しない幼稚園」とは、子ども・子育て支援新制度における施設型給付を受けず従来の私学助成を受ける幼稚園のことです。

【保育園、認定こども園、特定地域型保育事業の量の見込みと確保方策】

ア. 2号認定※の子どもの保育園、認定こども園、特定地域型保育事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		949	956	974	932	943
確保 方策	特定教育・保育施設 (保育園、認定こども園)	915	965	965	965	965
	認可外保育施設 (企業主導型保育事業等)	11	11	11	11	11

※2号認定のうち、学校教育の利用希望以外

イ. 3号認定の子どもの保育園、認定こども園、特定地域型保育事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳児	1・2歳児								
量の見込み		106	560	111	584	113	591	117	608	120	594
確保 方策	特定教育・保育施設 (保育園、認定こども園)	124	446	130	470	130	470	130	470	130	470
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	19		38		38		38		38	
	認可外保育施設 (企業主導型保育事業等)	15		15		15		15		15	
	市独自事業 (昼間里親保育事業)	15		15		15		15		15	

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容・実施時期



		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者支援事業	基本型・特定型	カ所	1	1	1	1	1
	母子保健型	カ所	1	1	1	1	1
②時間外保育事業 (延長保育事業)		人	1,107	1,132	1,150	1,136	1,136
③放課後児童 健全育成事業 (学童保育)	1年生	人	268	276	278	252	256
	2年生	人	228	248	254	255	232
	3年生	人	189	193	208	213	216
	4年生	人	113	123	129	137	142
	5年生	人	51	51	56	58	63
	6年生	人	21	23	23	27	28
④子育て援助活動 支援事業 (ファミリー・ サポート・ センター事業)	就学前児童	人日	1,685	1,685	1,685	1,685	1,685
	小学生	人日	158	158	158	158	158
⑤子育て短期支援事業 (ショートステイ)		人日	14	14	14	14	14
⑥乳児家庭全戸訪問事業		人	170	165	163	160	159
⑦養育支援訪問事業		人	3	3	3	3	3
⑧地域子育て支援拠点事業		人月	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051
⑨一時預かり事業	一時預かり事業 (幼稚園型)	人日	520	520	520	520	520
	2号認定による 定期的な利用	人日	28,697	28,268	26,531	26,221	25,310
	その他	人日	3,971	3,971	3,971	3,971	3,971
⑩病児・病後児保育事業		人日	1,202	1,205	1,157	1,159	1,126
⑪妊婦に対する健康診査		人	742	719	709	696	690
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業			実施	実施	実施	実施	実施

### ③学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

#### 【認定こども園について】

- 本市には認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行を希望する園には移行支援を行います。

#### 【質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策】

- 組織の中で定期的に教育・保育の内容を検討し、課題を把握するとともに、その改善に向けて具体的に取り組める体制づくりを推進し、教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言やその他の支援を行う者の配置も必要となります。また、社会情勢を踏まえた上で、さまざまな課題に応じた研修を実施するとともに、自己研鑽しお互いに学び合い、幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援の充実を図ります。

#### 【幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組及びその推進方策】

- 子どもたちが小学校入学時に壁を感じずスムーズに小学校生活を送るために、幼稚園・保育園と小学校が、つながりを意識した接続カリキュラムの作成を図ります。

接続カリキュラムには、幼稚園・保育園が子どもたちの育ちや学びを小学校につなぐための「アプローチカリキュラム」と、小学校に入学した子どもたちがスムーズに小学校の生活や遊びに適應できるための「スタートカリキュラム」があります。接続カリキュラムは、それぞれの地域に応じた内容で作成されるため、今まで以上に幼保小連携が必要となります。

- 小1プロブレムの解消に向けて、幼稚園・保育園や小学校の職員が見学し合い、お互いの子どもの発達や学びの実態を知ることからつながりをつくります。隣接している幼稚園・保育園と小学校とは、日常的な関わりが大切と考え、すでに話し合いの場を持ち、お互いの行事への参加など、地域の実態に応じた取組を進めています。幼稚園・保育園と小学校との連携については、地理的な課題もあり進捗状況が異なるため、それぞれの現状の段階に応じ、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のための『接続カリキュラムリーフレット』を十分活用して進めていきます。併せて、幼稚園・保育園と小学校の合同研修会も開催します。



## 8. 子ども・子育て支援関連の取組

基本理念 子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり

### 1 「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくり

- ① 保育園等の充実
- ② 幼稚園、学校教育等の充実
- ③ 多様な保育サービスの提供
- ④ 学童保育の充実
- ⑤ 障がい児支援施設・サービスの充実
- ⑥ 要支援児童保育・特別支援教育の充実
- ⑦ 地域における子育て支援の充実

### 2 子どもの健やかな育ちを保障するまちづくり

- ① ひとり親家庭・生活困窮家庭への支援
- ② 障がい児のいる家庭への支援
- ③ 障がい児への支援の充実
- ④ 青少年の心のケア
- ⑤ 児童虐待の防止
- ⑥ 幼いころからの人権学習の推進
- ⑦ 乳幼児の健康の推進
- ⑧ 医療機関との連携
- ⑨ 医療費支援制度の充実
- ⑩ 青少年を取り巻く生活環境の浄化

### 3 子育てによるこびや生きがいを感じるまちづくり

- ① 妊産婦保健・子育て世代包括支援センター事業の充実
- ② 行政における男女共同参画の推進
- ③ 家庭での役割分担の見直し
- ④ ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- ⑤ 子育てに関する情報提供の充実
- ⑥ からだと性、家庭生活に関する知識習得機会の充実

### 4 協働による子育て支援

- ① ゆとりある就労環境整備に向けた啓発
- ② 子育てサークル等への支援充実
- ③ 家庭・学校・地域の連携強化
- ④ ファミリー・サポート・センターの充実
- ⑤ 地域活動の促進と充実<各種教室や親子ふれあい事業の充実>
- ⑥ 地域活動の促進と充実<スポーツ・レクリエーション活動>
- ⑦ 公共機関や民間事業所等への啓発
- ⑧ 子育てに優しい生活環境づくり



## 9. 計画の推進に向けて

### (1) 推進体制の強化

子ども・子育て支援は、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

### (2) 市民や地域との協働による推進

子ども・子育て支援の質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実現します。

地域及び社会全体が子どもの活動支援や見守りに参加します。



子育て中の労働者が男女問わず子育てに向き合えるよう雇用環境を整備します。

家庭の中のみならず、男女共に地域に参画し、地域コミュニティの中で子どもを育みます。

### (3) 計画の進行管理

- 城陽市子ども・子育て会議において各年度の進捗状況を報告します。国及び府による子育て支援の動向や社会情勢をふまえながら市民の視点に立った点検及び評価をするとともに、施策の実現に向けた審議を行います。
- 市民ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進行管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

## 第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画

令和2年（2020年）3月発行  
発行 城陽市 福祉保健部

〒610-0195  
京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地  
電話 0774-56-4036（直通）  
FAX 0774-56-3999  
E-mail kosodate@city.joyo.lg.jp

